イノシシ捕獲檻貸出し申請書

申請日　　令和　　年　　月　　日

池田町長　杉　本　博　文　　様

住　所：池田町

代表者：区　長

イノシシ捕獲檻の貸出しについて、下記の条件を確認の上、申請します。

（貸出し条件）

貸受地区（以下「地区」という。）は、貸出された捕獲檻の事故防止に細心の注意を払い、維持管理を行うものとする。

①　　地区は、捕獲檻を盗難・紛失しないよう保管場所を定め、町に報告する。

② 　 地区は、２名の駆除活動協力員を選出し、町に報告する。

　　駆除活動協力員の業務は下記のとおりとする。

（ア） 捕獲檻設置の際は、町および猟友会池田支部（以下「猟友会」という。）に報告し、猟友会の立会いの元、設置および移動作業を行う。

　（イ） 捕獲檻設置中は、猟友会と連絡を取り合いながら指導に従い、捕獲檻を監視する。

（ウ） イノシシが捕獲された時は、速やかに町および猟友会に報告し、猟友会により捕殺されたイノシシを埋葬する。

③　　捕獲檻の設置および撤去は、狩猟免許が必要なため猟友会の立会いがない限り、行ってはならない。また、町の許可なく改造してはならない。

④　　捕獲檻の設置は、申請地区内とする。

⑤　　地区は、捕獲檻の維持管理、運搬、エサ、埋葬等に係る経費を負担する。

⑥　　捕獲檻の破損等および盗難・紛失した場合は、地区が弁償する。ただし、災害等による場合は、町と協議し判断する。

⑦　　人身事故等が発生した時は、町と地区が協議し対応処理する。

⑧　　設置期間は、申請受理日から毎年１０月３１日までとする。なお、希望がある場合は、翌年度においても貸出しを延長することが出来る。

（報告事項）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 地区名 |  | 区長名： | 住所： | 連絡先 ４４－ |
| 駆除活動協力員 | | 氏　名： | 住所： | 連絡先 ４４－ |
| 氏　名： | 住所： | 連絡先 ４４－ |
| 保　管　場　所 | |  | | |

◎ 町において、下記のとおり捕獲檻の保険に加入する。

　　施設賠償責任保険・・・物損事故および第３者に与えた人身事故に対応した保険

　　損害保険・・・・・・・従事者（猟友会、駆除協力員）の人身事故に対応した保険